

# ボディケア・マッサージ業務委託契約書

からだ工房別館（以下「甲」という）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、甲のボディケア・マッサージに関する業務等の委託に関して、下記の通り契約を締結する。

## 第1条（業務委託等）

1. 甲は乙に対して、ボディケア・マッサージに関する業務、及びその他これに付随する業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は甲から委託を受けた本業務について、自営業者及び施術者としての自覚をもってお客様の心身の癒しのため、誠実に実行するものとする。

## 第2条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもって、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。

## 第3条（解約）

1. 乙が本契約を解約する場合は、契約解約日の1ヶ月前までに書面で甲に通知しなければならない。これを怠った場合は、甲は乙に対しての未払い委託料を支払う義務を負わないものとする。ただし、特別な理由で事前に甲が認めた場合はこの限りではない。
2. 甲が本契約を解約する場合は、契約解約日の1ヶ月前までに書面で乙に通知しなければならない。

## 第4条（解除）

1. 甲は、乙が下記（1）のいずれかに該当する場合は、一定の期間を定めて改善要求をし、それでも改善されない場合、又は下記（2）のいずれかに該当する場合は、直ちに契約を解除できるものとする。その際は、甲は乙に対し書面で通知するものとする。
  - （1）A 同じ施設内の他の事業者から多数の苦情があった場合
  - B 同じ施設内の調和を乱し、他の事業者の業務を妨害した場合
  - C お客様より多数の苦情があった場合
  - D 第5条4項、第10条及び第11条に違反した場合
  - （2）A 甲が準備する施設内の備品、または金銭を、甲の許可なく流用した場合
  - B 公序良俗に著しく反する行為があった場合
  - C 甲の運營業務に著しく支障を来すような行動や行為が認められた場合
2. 乙から甲への連絡がなく、連続して5日以上、本業務を遂行しない場合は、自動的に契約解除とし、甲は乙に対し未払いの委託料を支払う業務を負わないものとする。

## 第5条（報酬及び支払い）

1. 報酬は、別紙スタッフ請求書（税込）の通りとする。
2. 本業務に関わる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼による遠隔地への出張等の経費を必要とする場合は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。
3. 甲は、本条に定める報酬を、乙の発行する請求書に基づき、月末締め翌月20日に乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、20日が祝祭日だった場合は、祝祭日明けの平日入金とする。
4. 報酬に対する確定申告（税申告）は、乙において責任を持って行うものとする。また、乙は申告書の写しを甲に提出する。

## 第6条（施設の清掃・準備作業）

1. お客様を施術する前に必要な準備作業や清掃及び付随業務（予約受付・会計等）は、乙が責任を持って行うものとする。なお、

- 業者からのレンタル用タオルに関しては、規定の枚数以上使用した場合の余分な経費は、乙が負担するものとする。
2. 事業者同士共同で使用する施設内の清掃および準備に関しては、事業者間で協力し、分担して行うものとする。
  3. 前二項の際に使用する掃除道具等の備品は、甲が準備するものを使用し、清掃等に要する水道光熱費は甲が負担する。

#### 第7条（施術メニューと料金）

1. 施術メニューと料金については、甲が定めるものに従うこととする。
2. 個人指名料金は、甲が定める基本料金200円（税込）とする。

#### 第8条（本業務の遂行）

1. 病気その他やむを得ない理由により、予定通りに本業務を遂行することができない場合は、事前に速やかに、甲に連絡しなければならない。
2. 無断で予定通りに本業務を遂行しない場合は、乙は甲に対し、違約金として1回につき1,000円を支払わなければならない。

#### 第9条（賠償責任）

本業務の遂行にあたって、甲やお客様に対し損害が生じた場合は、乙の責任において賠償する。

#### 第10条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形を問わず本契約に関して甲から乙へ提供された以下のものとする。
  - （1）お客様の個人情報
  - （2）営業上、技術上、人事上その他全ての情報
2. 乙は甲から提供された機密情報を、第三者に開示・漏洩しないものとする。
3. 乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内においてのみ使用するものとする。
4. 本条の規定は、本契約の有効期間終了後も有効とする。

#### 第11条（報告義務）

1. 乙は、甲からの請求があったときは、口頭又は書面にて、遅滞なく本業務遂行状況を報告しなければならない。
2. 本業務遂行に支障が生じるおそれのある事故発生を予知した場合は、乙は直ちに甲に報告し、甲と今後の対応策を協議する。

#### 第12条（業務受発注）

業務受発注に関しては、毎月20日までに所定の業務報告書にて翌月分を提出し、甲と協議の上決定する。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項、又は解釈上の疑義が生じた場合は、法令に従い甲乙誠意を持って協議の上、解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区栄5-3-2 NAE栄ビル4B  
からだ工房別館  
院長 小山 壮太

乙